

あきる野市教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 27 年 1 月 29 日（木）
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 3 時 16 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程

日程第 1 議案第 1 号 平成 27 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について

日程第 2 議案第 2 号 あきる野市いじめ防止対策推進条例

日程第 3 議案第 3 号 あきる野市有形文化財（建造物）の指定に関わる諮問について

日程第 4 教育委員報告
- 6 出席委員

委員長	山城 清 邦
委員長職務代理者	田野倉 美 保
委員	丹 治 充
委員	宮 田 正 彦
教育長	宮 林 徹
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者

教育部長	森 田 勝
指導担当部長	肝 付 俊 朗
生涯学習担当部長	山 田 雄 三
教育総務課長	小 林 賢 司
教育施設担当課長	丸 山 誠 司
指導担当課長	西 山 豪 一
学校給食課長	木 下 義 彦
生涯学習スポーツ課長	関 谷 学
スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
図書館長	松 島 満

9 事務局欠席者

指 導 主 事
指 導 主 事

梶 井 ひとみ
瀧 澤 久 雄

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（山城清邦君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 1 月定例会を開催いたします。本日は、梶井指導主事と瀧澤指導主事が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めてまいります。

議事録署名委員につきましては、丹治委員と田野倉委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。日程第 1 議案第 1 号平成 2 7 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第 1 号平成 2 7 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についての議案を提出します。

肝付部長から説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

では、提案理由について説明させていただきます。

提案理由は、平成 2 7 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について委員会の承認を求めるものでございます。

それでは、追加で採択をする理由、経過等についてご説明申し上げます。平成 2 7 年度に使用を希望する教科用図書（特別支援学級用）につきましては、既に平成 2 6 年 7 月に特別支援学級設置校がその図書名や冊数を教育委員会のほうに報告しております。その報告内容を事務局で取りまとめ、平成 2 6 年 8 月の定例教育委員会で採択を行い、平成 2 6 年 9 月に都教育委員会へ需要数等も含め報告をいたしました。その後都教育委員会が各区市町村の需要数報告を取りまとめて文部科学省へ報告しております。さらに、文部科学省が各都道府県分を取りまとめ、あわせてそれぞれの図書の発行者に対して当該図書を平成 2 7 年度に供給することができるかを確認しております。その確認の結果、絶版等の理由により供給不能である図書や発行者が変更になった図書等について、平成 2 6 年 1 2 月に文部科学省から都教育委員会を通して一覧として本市に連絡がありました。その中にある供給不能な図書については、代替の図書を学校に選んでもらい、都教育委員会に報告いたしました。

なお、供給不能により代替を選んだ図書のうち平成 2 6 年 8 月の定例教育委員会で採択していない図書、また発行者が変更になった図書につきましては、この 1 月の定例教育委員会でその承認を求めるものでございます。

1 枚おめくりいただきまして、供給不能等による新規追加図書として、平成 2 7 年度特別支援学級使用教科書を 1 点挙げさせていただいております。ご承認につきましてよろしくお願い申し上げます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

それが音楽、東京書籍、「わくわく音あそびえほん リズムであそぼう！えいごのうた」という本になるわけですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうです。

委員長（山城清邦君）

これ現物見ていないので、何とも言えませんが、現場の先生方がこれでよいということなら結構かと思います。ご意見ありましたらどうぞ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

これは、別の図書を使用したいと報告したが、それが供給不能ということで、代替でこの図書を選択したということでしょうか。もしわかれればですが、最初に使用したいと報告した図書はどういった名前の本だったのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

最初に報告のあった図書は、「CDと楽譜でわかるみんなの手話ソング」というものです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

手話ですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

今の話だと最初手話ソングを希望していたけど、今度は英語の歌だったよね。代替になるの。

指導担当部長（肝付俊朗君）

なります。代替の教科書を選ぶ際には、先ほどの説明のとおり、一覧の中からまず選ぶことになるわけです。その学校としては、あくまでもCDつきのものであるということが一つの特色なんです。ですので、あくまでも音楽に楽しく取り組んでいこうということで、手話から英語に取り組み内容が違ってきますが、CDを使いながら楽しく音楽の時間に取組めるという点で同じような目的が達せられるという判断をしていると聞いております。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

こういった供給不能という事態は、しばしば起きることなのでしょうか。また、あらか

じめ採択される予定の一覧があるのに、何故こういう事態が起きてしまうのかが不思議なんです。

指導担当部長（肝付俊朗君）

全国から要望がありますので、その数を業者が用意できるかということも供給不能の要因にかかわってきます。思ったよりも需要が多かったということで、そこまでは用意できませんということも決してなくはないと。あと、先ほど説明もありましたが、絶版でもう供給できませんということもあるかと思います。

委員（宮田正彦君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

教科書が発行されてから採択されるまでの期間は大体どのくらいなのでしょう。10年刻みぐらいになるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

採択されてから次の採択までのということでしょうか。

委員（丹治 充君）

はい。

指導担当部長（肝付俊朗君）

特別支援教育の中で使うものですから、いろいろな図書についてぜひこれを使いたいということで学級が選ぶわけですが、常にその時に合わせてつくられるというものばかりではないということです。過去につくられて、使いやすかったので、ぜひまた使いたいと選んだ際に、それはもう供給不能になっているということもあり得ると。

委員（丹治 充君）

ただ、使いたい教科書が途中で絶版になるというのは、現場としては指導の際に不都合がありますよね。その辺、教科書の採択以前に業者が学校を訪問したりもしているのですが、改めて委員会等でその辺についてお話しできないのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校から上がってきて、市教委に報告された段階で確認はしているところではあります。ただ、その中に、供給するという段階になって業者の供給量が間に合わないというようなこともあったということです。

委員長（山城清邦君）

毎年こういう例がありますよね。特に特別支援関係は。部数の関係は、教科書会社としても難しいのでしょうか。大体何年生ぐらいが対象なのでしょう。特別支援なので、対象も広いかとは思いますが。

指導担当部長（肝付俊朗君）

今回は小学校分ですが、何年生ということは把握してございません。

委員長（山城清邦君）

幅広く考えているのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

教育長（宮林 徹君）

手話の出版社はどこですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

出版社は、ナツメ社というところです。

教育長（宮林 徹君）

その学級では、歌を歌いながら手話を教えていたんでしょう。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

教育長（宮林 徹君）

この教科書がなくなってしまったよと。今度はリズム遊びを英語でやりましょうということになるわけでしょう。教える内容は違うよね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

ただ、手話を学ぶということが主たる目的ではなかったようです。これは、学校に聞き取りもしましたが、そうではなくて、あくまでもＣＤなどを使いながら、手話も交えながら音楽を活動的に楽しむということが大きな目的で、ただ手話をやるということが主な目的ではなかったということです。それが供給できないということで、ＡＥＴとの交流などもありますので、少し路線を変えながら、とにかく音楽を楽しむ、そしてＣＤを使えるという共通部分を生かして、このたびの選択をしたと聞いております。

委員長（山城清邦君）

身振り手振りを交えて音楽を楽しむという視点に手話が入っていたのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、これ以上質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第１ 議案第１号平成２７年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第１ 議案第１号平成２７年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第２ 議案第２号あきる野市いじめ防止対策推進条例を上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第２号あきる野市いじめ防止対策推進条例についての議案を提出いたします。

説明は、肝付部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

提案理由についてお話しさせていただきます。

いじめ防止対策推進法、平成２５年法律第７１号、以下「法」といいますけども、これが公布されたことに伴い、作成しました別紙「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を第１回定例議会に上程するため、委員会の承認を求めるものでございます。

説明につきましては、指導担当課長よりいたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、お手元の条文に沿いながらご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、あきる野市いじめ防止対策推進条例ですが、第１条の目的から第１９条の委任までの全部で１９条になります。一つ一つの説明ではなく、ポイントを絞ってご説明させていただきます。

第２条では、定義を示させていただいております。この辺は、法にも同じような記載がありますが、あきる野市としましては市民及び事業者について（６）、（７）で定義をさせていただいております。これは、後ほど次の第３条の基本理念にも絡んできます。この部分はおおむね法に基づいてつくってはいるんですが、特にあきる野市としましては社会全体でいじめ問題を克服するということを強くアピールしております。その関係で、市民や事業者の方々にもぜひ積極的にかかわっていただきたいということでこのような形で定義をさせていただいております。

第４条、いじめの禁止は、法と同じです。

第５条からがそれぞれの責務について書いてあります。初めが市の責務、それから学校の設置者である教育委員会の責務という形で第５条、第６条と続いております。

第７条の学校及び学校の教職員、第８条の保護者の責務というところまでは、おおむね法に基づいた形ですけれども、先ほどお話ししました市民及び事業者の責務としまして第９条に示させていただいております。そこには少し具体的に、第１項ではその地域において児童等に対する見守りや声かけなどを行っていただきたいということ、それから第２項では、もしいじめ、もしくはその疑いがある場合には関係者に情報を提供してほしいということで、第９条に書かせていただいております。

第１０条、第１１条に関しましては、市、それから学校が策定する基本方針についてここに載せさせていただいております。

第１２条からが組織に関するものです。まず、１つ目のあきる野市いじめ問題対策連絡

協議会というのは、いじめが起こってから対応する会ではなく、本市のいじめ対策についてさまざまな関係の方々、そこにありますように学校や教育委員会、児童相談所、警察署その他関係機関の方々に参加していただいて、本市のいじめに対する取り組みをよりよくしていく、推進していくための会でございます。これは、1年間を通じて、回数は今後考えていきたいと思いますが、常設をしていきたいと考えております。

続きまして、第13条にありますのが学校のほうで取り組む組織に関してです。こちらに関しましても、学校が組織的に対応するために定期的に会を開いたりして情報を共有するためのものでございます。

第14条からが重大事態が発生した場合の記載になっております。教育委員会または学校による対処が第14条で示されておりますけれども、まず第1項では事実確認を明確にするための調査を行うこと。それから第2項に関しましては、その事実関係等で得た情報をきちんといじめを受けた児童等や保護者に説明をするということ。そして第3項に関しましては、学校が調査を行う場合には教育委員会がきちっと指導及び支援を行うというようなものです。

第15条からがそれぞれ重大事態が発生した場合に調査する機関が示されております。まず、第15条には、教育委員会が調査を行う場合の組織に関する記載でございます。

それから、第16条には、学校が調査を行う場合の組織に関する記載でございます。

そして、第17条には、学校または教育委員会が調査を行った結果、それで十分だということでしたら問題はないですが、もし市長が再調査の必要があると認めた場合には、市長の附属機関としてあきる野市いじめ問題調査委員会を置くということを示させていただいております。

それから、第18条に関しましては、法にはありませんが、あきる野市の条例といたしましてはあらゆる方々に参加していただくということもありますので、守秘義務について載せさせていただいております。

第19条につきましては、委任について書かせていただいております。

一通り第1条から第19条までご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問どうぞ。

委員（丹治 充君）

1点よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

第11条の各学校のいじめ防止基本方針ですが、各校作成されているということですが、これは学校が独自に作成されるものですよね。学校によって内容が違ったりするものなのかどうか、その辺いかがでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご質問のありました、学校いじめ防止基本方針ですが、既に全小中学校で策定してホームページ等で公開をしております。内容につきましては、まだあきる野市いじめ防止基本方針を策定しておりませんので、その部分について学校は策定後つくり直す必要がございます。現在のところは、あきる野市教育委員会としてこういうことについてはきちっとその中に位置づけてほしいというものを示させていただいております。それ以外の部分につきましては、各学校の特色に応じた形で書いております。ですので、全ての学校が全く同じ内容ということではございませんが、特にそれぞれの学校の取り組みにかかわる部分、未然防止の部分、早期発見の部分等につきましては、学校の特色が出た形でいじめ防止基本方針になっているのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、学校の特色や地域の関係を見渡した中で策定されているということですが、特にその中で特筆すべきものが何かありましたら教えてください。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご指摘いただきましたとおり、地域との関係という部分につきましては、今回の条例、それから市の基本方針を策定した後に改めて学校のほうに投げかけなくてはいけない部分かなと思います。その部分は、学校が今作成しているいじめ防止基本方針の中では余り明確になっていないところも若干ございます。

特筆すべきものとしましては、例えば中学校では、重大事態が発生した場合にはこういうふうに行うんだということを明記して、それぞれの教員の役割をはっきり書いている学校もございます。それから各学校全体でこれについて取り組むんだということで、ある小学校ではA4、1枚で全教職員が、いじめがあった場合の対応もしくはいじめに関してどう対応すればよいかということについてわかりやすく図を入れながらまとめたものを別紙として添付している学校もございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見ございますか。

教育長（宮林 徹君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

各学校に早目に対応していただいて、ほとんどの学校がもうでき上がっていると思います。基本的なものは押さえて欲しいということで、ある程度教育委員会のほうからつくる時のベースになるようなものは示してあります。なので、そこからは外れていないと思います。全校上がってきていますか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

一度上がってきたものをこちらでチェックをして、確認をするというやりとりをさせていただきます。はい。

教育長（宮林 徹君）

しているのね。

指導担当課長（西山豪一君）

はい。

教育長（宮林 徹君）

そういう手続きがきちっとされているといいと思います。上がってきたものを全部さっと見て、基本的なことにに関して不一致があると、あそこの学校で許されているけど、こっこの学校では許されないんだなんていう、最も初歩的な相違があったりしちゃいけない。あきる野市の教育委員会は、いじめについて定義されているから、そうばらばらなことはないと思うんだけど、それぞれの特徴を持ちながらも基本的なスタンスが外れているようなことがあったら、それは指導しなきゃいけないということだよ。それについては、既にしていただいているので結構です。

委員長（山城清邦君）

ほかに何かございますか。

委員（宮田正彦君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

組織についてですが、まず連絡協議会があって、実際に行う場として実務者協議会があって、学校にまず問題対策委員会を設けて、それから学校と教育委員会にそれぞれ調査委員会を設けるということになるわけですよ。重大事件にかかわる事実関係を明確にするために、調査委員会が設けられるわけですが、それ以外の、重大事件以外のいじめに対しては、学校だといじめ問題対策委員会が対処することになるんですかね。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご質問にありました重大事態の定義ですが、もちろん命、それから身体に影響があった場合等、それからそれが原因で学校に来られなくなった場合など、ある程度の基準は明確になっております。そうなった場合には、先ほどご質問いただきました調査委員会でき

ちゃんとそれについて原因を究明していく形になります。

そうではないものに関しましては、第13条にありますあきる野市学校いじめ問題対策委員会という組織の中で、これはいじめが起きたから、それを話し合おうということではありませんが、もちろんいじめが起きた場合もこの委員会が中心となって対応を考えていくということになります。

委員（宮田正彦君）

その文言については入れないのでしょうか。これは、第13条が当てはまるものだと思います。いじめの防止等に関する措置ということで、防止以外の例えば既に起きたことに對する対処も入っていると考えれば考えられるかと思います。これだと少しわかりづらい部分があるのかなという気がするのですが。

指導担当課長（西山豪一君）

よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

第2条をご覧いただければと思います。第2条に言葉の定義をさせていただいております。今ご質問いただきました「いじめの防止等」というものにつきましては、いじめの防止、それからいじめの早期発見及びいじめへの対処となっております。いじめがあった場合も含めていじめの防止等という形になっております。

委員長（山城清邦君）

ほかにございますか。

田野倉委員。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

先ほど各学校でいじめ防止の基本方針というのをつくっていただいているということでした。もちろん教職員の方には周知されていると思いますが、例えば児童生徒、保護者といった方々に対するPRというか、周知の方法というのはどうなっているのでしょうか。ホームページに掲載している学校があるというのはお聞きしていますが、それ以外にどのような形をとっていらっしゃるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

まず、全保護者、児童生徒、それから地域に関しましては、一番は今お話がありましたホームページで公開というものが大きくございます。それ以外では、内容を一つ一つ細かくではありませんけれども、例えば学校便りでこういうものを策定しましたというような形で保護者への周知なども図っております。また、その中でも一番に、いじめ撲滅三原則を徹底するというのは16校全校が書いております。それにつきましては、各学校の教室等の前方に掲示し、常に意識しながら児童生徒には指導をしているところでございます。そのような取り組みを徹底していくということで、各学校では保護者や、子供たちへ話をしていくようにしております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

委員長（山城清邦君）

いろいろご説明、ご質問ありがとうございました。特に臼井市長がこの条例の制定に関しては相当強い思い入れを持って臨んでおられるということですので、法律にはない部門もあれば、あきる野市の独自性を出した条例になっているのかなと私は感じました。

ただ、法律もそうですが、違った観点から思うところがありまして、いじめが起きた場合に事案に対する対処の仕方もありますが、いじめもいろんな程度があろうかと思います。いじめを行ってしまった生徒に対する教育的配慮をどうするのかということが、この法律見ますと法律の２３条に「いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする」。もちろんこのされたほうに対することというのはとても大事で、それがメインだと思いますが、小中学生が対象であるとすれば、いじめをしてしまった児童が今後そういうことをしないようにきちんと保護者も含めて指導するということがもう少し強く出てもいいのかなという印象がいたしました。法律ですと、書いてありますが、条例を見ますと、もちろんそれも含まれているということになるとは思いますが、私の考えではもう少しその辺を強く出してもいいのかなと。ただ、法律もあれば条例もありますし、各学校の防止基本方針もありますし、またこれから新たに市の基本方針も定められますので、やはり教育的な配慮ということで、いじめを行ってしまった子供に対するいろんなチームワークをもって対処する、その子が立ち直るようにしていけることももう少し出してもいいのかなというところを個人的に感想としては持ちました。

ほかにご意見はございますか。よろしいでしょうか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

条例ということで、その中でも特に、あきる野市の特色として市民及び事業者の責務という形で書かれるようになったと思います。市民や事業者はこういった条例が定まったということをどのような形で知り得るのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

本市におきましては、市全体でということですので、当然市民の方々にも周知が必要だと考えております。具体的などころまではまだ至っておりませんが、今考えておりますのは、例えば市の広報に掲載して周知するという方法、それから場合によっては説明会を開いて、そういった中で条例について説明をしていくということも考えております。

指導担当部長（肝付俊朗君）

よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

説明用の啓発資料として、啓発リーフレットというものを作成して、そういったものを説明会、あるいは地域の中で説明する機会等に配布して紹介できればなと考えております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。

委員（宮田正彦君）

一つよろしいですか。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

学校と教育委員会がいじめに対する調査を行うわけですが、とかくいじめが起きると、あらぬうわさが飛び交うことがあります。それを未然に防ぐにはやはり素早い対応をまず学校で行わなければいけないと思います。そこで問題対策委員会が必要になってくるといいます。その辺は教育委員会のほうで警察署や児童相談所の機関と連携しているので、ある程度、指導する立場で学校にどうしたらいいかという指導が行われると思います。保護者に対する学校の対応の仕方というのは、教育委員会としては指導の対象になるのでしょうか。やはり保護者と、それを取り巻くPTAという関係が当然あるわけで、その辺をある程度対応しておかないとこじれにこじれて収拾がつかなくなるといいますので、特に注意をしていただければなと思います。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

まず、学校のほうでの対応を一番迅速に行うということにつきましては、そのとおりだと考えております。今、お話いただきました学校でいじめを見つけた場合の教育委員会の立場ですが、そこは必ず電話ですぐに一報を入れるということになっております。学校のほうでいじめを認知した段階ですぐに教育委員会に連絡をすることになっております。そして、その後どういう対応をしていけばよいかということを教育委員会がある意味指導する部分もございます。それに沿いながら、学校も独自に進めながら、学校と教育委員会とは定期的にその状況を確認しながら対応していくということがまずございます。それから、同時に関係者への指導という部分につきましては、当然学校のほうで加害の児童生徒及びその保護者に対してきちっとこういうことがあったということについての指導等を行っていきますし、場合によっては教育委員会がそこにかかわっていくということも考えられます。今お話いただきました迅速な対応という部分につきましては、やはり早期対応という部分は特に大事だと考えておりますので、積極的に進めていきたいと思っております。

委員長（山城清邦君）

一つ質問ですが、第18条で守秘義務を設けられたのは一貫していいかなと思います。先ほどのご説明の中では法律には守秘義務の規定がないけれども、あきる野市の条例では一般の方、例えば市民、事業者を対象に第2条で規定されています。これを記載しますと、このいじめの防止等のための対策に携わる者という対象は、実際どこまでなのでしょう。公務員ならば当然地方公務員法で守秘義務が規定されていますけども、それ以外の方にはないわけですね。ですから、精神的な意味でも規定されたのかと思います。重大に考えますと、条例なので、罰則をつくることができるのでしょうか。そこまで考える必要があるのかなのか、その辺を先ほどの説明につけ加えて説明していただければと思います。

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご質問いただきました18条の守秘義務という部分につきましては、この条例に基づいて何か罰則というところは現在のところ考えておりません。今委員長のほうからお話がありましたように、本市の取り組みに関しましては市全体で取り組みますので、多くの方々がかわってきます。その部分で当然必要なところへの情報は提供しなくてはならないと思いますが、市内のあちらこちらでどんどん出てくるという部分を防ぐという意味でも、このような形で示させていただいております。特に重大事態が発生した場合、より個人情報にかかわるような具体的なものなどに関しましては、こちらの条文の中にもあるように、教育委員会規則でさらに具体的に示していきたいと考えております。例えば調査を行う者、委員に関しては絶対にそういうところは守らなくてはいけないということで、先ほどお話がありました法や、東京都の条例には記載がありませんが、会議の規則のほうには守秘義務というものが載っております。特に関係した方たちにつきましては、本市でも規則の中できちっとうたっていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

精神的規定ということに事実上はなってしまいますか。

指導担当課長（西山豪一君）

はい、そうです。

委員長（山城清邦君）

この対策に携わる者というのは、前段に出てくる会議のメンバーの方ということになりますか。

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

大きく取り沙汰されるのは、もちろんそのメンバーにはなります。ただこちらのほうでうたっている条例は、市民、事業者も含めたものになりますので、今お話しさせていただきましたように関係機関への情報提供は当然行っていきたいと思っております。それを関係のない方々にどんどん広めていくということをある意味防ぐためのもののご理解いただければと思います。

委員長（山城清邦君）

この場合の対策に携わる者というのは、第2条でいう第6号、第7号も含むということになりますね。

指導担当課長（西山豪一君）

はい、そういうことになります。

委員長（山城清邦君）

わかりました。

ほかにご質問ありますか。よろしいでしょうか。

もう一つ質問なんですが、パブリックコメントに出された結果をお知らせいただければと思います。

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご質問いただきましたパブリックコメントですけれども、まず実施日といたしましては平成26年12月1日から15日の月曜日まで、延べ15日間実施しております。方法といたしましては、市のホームページ、それから市役所4階にあります情報公開コーナー及び指導室や五日市出張所、中央公民館、それから中央図書館、東部図書館、五日市図書館、増戸分室に概要を提示させていただいております。この15日間での結果ですが、まずホームページに関しては、26名の方が延べ44回ページをご覧になりました。それから、来庁された方に関しましては、情報公開コーナーはいつでも見られる状況になっておりますので、十分に把握ができておりませんが、確実に把握できているのは1名の方がご覧になっております。それから、指導室の窓口にいらっしゃった方も1名、それから問い合わせをされた方が1名ということで、それ以外のところからは来庁者があったという報告は受けておりません。

パブリックコメントを実施したところ、意見を提出された方が1名、それから庁舎のカウンターで自分の思いを語っていった方が1名いらっしゃいます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

今のパブリックコメントも含めたご説明に関しまして、何かご質問ありますか。よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第2号あきる野市いじめ防止対策推進条例は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第2号あきる野市いじめ防止対策推進条例は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第3号あきる野市有形文化財（建造物）の指定に関わる諮問についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第3号あきる野市有形文化財（建造物）の指定に関わる諮問についての議案を提出いたします。

生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では、本議案についての提案理由でございます。子生神社本殿（別紙）につきまして詳細調査を行った結果、貴重な文化財であることが明らかになりました。

このため、あきる野市文化財保護条例第39条第1項第1号の規定によりまして、あきる野市文化財保護審議会に諮問をしたいので、委員会の承認を求めるものでございます。

詳細な説明につきましては、課長の関谷から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

別紙1をご覧ください。指定の種別、有形文化財（建造物）。2、名称及び員数、子生神社本殿1棟。3、所有者、宗教法人子生神社宮司、宮本信行（あきる野市戸倉354番地）。4、所在地、あきる野市小中野187番地。5、指定の理由、弘化4年（1847年）に建築されたもので、大工や彫工の名前も明らかであり、保存状態もよく、江戸後期の本殿建築の様式を伝える文化財として貴重であるためでございます。

詳細について改めてご説明させていただきます。

委員長（山城清邦君）

お願いします。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

子生神社の創立年代は定かではございませんが、社伝によりますと室町時代の永正元年、1504年の創建と言われております。ご祭神は猿田彦神、木花開耶姫命でございます。

添付をいたしました資料の写真1をご覧ください。手前が拝殿で、その奥にございますのが本殿の覆い屋でございまして、その中に写真2にあります本殿が納められているものでございます。子生神社の本殿は、江戸後期の弘化4年、1847年に建てられたものでございます。本殿を建てた大工は鎌倉の高階菊治郎邦直という人物であることが神社の扁額に書かれております。また、写真にありますとおり、本殿のほぼ全面に見事な彫刻が施されておりまして、本殿入り口に掲げられた竜の彫刻の裏には弘化四年に小川慶三良という人物が彫ったことが墨で書かれておりまして、つくられた年代、彫物師の名前も明らかになってございます。構造が一間社・流れづくり、軒唐破風・千鳥破風付、こけら葺きで、

総檨造りでございます。規模は、桁行きが約８０センチ、はり行きが約７０センチあり、ほとんど改修の跡が見られず、保存状態は極めて良好と言えるものでございます。この度この文化財につきまして、あきる野市文化財保護審議会に諮問するものでございます。よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問ありましたらどうぞ。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

非常に基本的なことです、教えていただきたいと思います。この文化財の指定については、国もあり都もあり、市町村もあるかと思います。その申請は、具体的にどういった方法で文化財が指定されるのか。もちろん文化的な価値が見出されなければ、指定は受けられないと思いますが、その辺本当に基礎的なことです、お聞きしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

文化財の指定につきましては、申請行為で行っているものではございません。教育委員会が情報収集、また調査を行いまして、文化財の価値が認められるものにつきまして、文化財保護審議会に諮って指定をしているという手順でございます。国は国、東京都は東京都、市は市の判断でそれぞれ指定をしていくわけです。市のスタンスとしましては、市の歴史にとってどのような価値があるのかということで全て判断をしております。都や国も同じスタンスと理解してよろしいのかなと思います。

市の指定文化財につきましては、例えば新たに指定になったものについては、都や国にも情報提供はその都度しております。国や都が、これは国レベルや都レベルの指定物件だという判断に至れば、現地調査をして、それぞれが判断をしていくという形になります。

以上です。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今のお話の中で、あきる野市で指定をした、その旨を都や国にも情報提供をして、すばらしい文化財だから、都の文化財にしましょうとなったときには、市の文化財の指定というのは解除される形になるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

そのとおりでございます。東京都の指定になったときには、市の指定は自動解除になります。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

もう一つよろしいですか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

市の指定をするというところで、市の歴史にとってどのような価値があるのかということで情報収集をなさっているということでしたが、実際にはどのような形で情報が上がってくるのか、お聞きしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

情報収集と調査につきましては、1つには市が主体的に予算をかけて悉皆調査などをするスタイルがございます。あとは、平素の活動の中で偶然に現地に行ったら、これはというものを発見する場合もございます。地域の方から普段は目にすることができないけれども、こういったものが実はあるので、見てもらえないかというものもございます。

今回の子生神社についても、普段は公開されているものではございませんので、一般の方の目に触れることはないのですが、実は地域の方から非常に状態が良さそうなものなので、ぜひ市で見ていただけないかというような声かけがございました。こちらのほうで改めて所有者の承諾を得て調査をさせていただきまして、今回このような詳細がわかってきたというものでございます。

文化財は、そういった長い活動の中でいろいろな情報を蓄積しております。さまざまな文化財に関する情報、データがございますので、そういった関係があったときにはそういうデータを勘案して判断をしている形でございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

私からよろしいでしょうか。今回のこの彫り物に関しては、この彫られた方というのは歴史上一定の評価を得ている方なのではないでしょうか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

先ほど彫り師の名前が明らかになっていると申し上げましたが、近隣ですと大悲願寺観音堂の彫刻、また上代継にあります神明社、千代里会館の横にお堂がございますが、その彫刻もこの方が手がけているということが明らかになっております。このあたりでそういった活動をしていた方だというのが明らかになっております。

委員長（山城清邦君）

あと、市の指定を受けるといろいろ制約があるんだよなという話を時々小耳に挟みます。

口を差し挟まれるのが嫌だという所有者もいるようなことも聞きますが、今回指定をされる上で所有者に対して事前にご了解をいただいているのでしょうか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

今ご指摘いただきましたとおり、所有者にとってみると簡単にそのものを改変できないという制限が出ます。というのは、市の指定のそもそもの目的が文化財としての価値を損ねないようにするために制限を加えるというものがございます。ただ何もいじくれないというわけではもちろんございません。現状変更をしたい場合には、許可申請をしていただいて、審議会の意見等を聞きながら文化財の価値を損ねない行為であれば許可ができるということでございます。

今回お諮りしております子生神社につきましては、地元の方と話をさせていただきながら、指定の話は進めているところでございます。もちろん指定をする場合には、所有者の承諾がないと指定行為はできませんので、その辺は地元と詰めながら進めていくことになっております。

以上です。

委員長（山城清邦君）

一方では、所有者が大変すばらしいものだと思っけていても、自分が言っているだけではなくて、市や都、国の指定を受ければ、その価値が広く公認されるという意味で、嬉しいと感じる所有者もいるのではないかなと個人的には思います。

ほかにご質問ございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

3点ほどですが、まず、八王子市のお祭りによく山車が出ていたり、あるいは八王子市の山車が市内に來たりしていますね。彫り物もされてありますが、その辺のかかわりが小川慶三良さんにあるのか調査されているのかが1点。

2点目は、本殿が樫でつくられているのが、なかなか珍しいかと思ひます。樫はかたい材料なので、そこに彩色がされているというのもまた珍しいかと思ひます。現在は覆い屋が建てられているので、直近に修復するということはおそらくないとは思ひますが、ともすれば彩色は簡単に改変されやすいです。修復すると、取ってしまうということが常に行われがちだと思ひます。そういうことを考えると、もし修復することがありましたら、留意していただきたいというのが2点目です。

それから、3点目は、子生神社の立地として、前が旧道になっていて、側溝があつてそこから本殿に上がるようになっていると思ひます。その脇に手洗い所があつて、神社自体が明るいものではないとは思ひますが、暗いイメージが私としては強いです。これから指定されると、ツアーを組んで來られる方も多くなるかと思ひますので、その辺ぜひ市として留意していただければなと思ひています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

最初の１点目、山車彫刻の関係ですが、先ほど申し上げたとおりこの子生神社の彫刻をした人物の名前はわかっておりますけれども、山車彫刻との関係についてはまだ未調査でございます。今後調査をしていって、そういった関係が見つければ非常におもしろいと思います。解明されましたらご披露したいなと思っております。

あと、彩色の取り扱いですが、ご指摘のとおり、彫刻の部分は簡単に改修できにくい部分になります。彩色は確かに簡単に塗り直しをできてしまう部分でございます。先ほど申し上げたとおり、文化的価値がこの彩色にあるのであれば、傷んでいると一見見えても、そのままの彩色を残すほうが価値があるという判断であれば、そうしたほうがよろしいと思います。例えば彩色あったものが後世何らかの見ばえをよくしようということで、オリジナルのものではなく、後世の者が彩色をしてしまった部分も文化財の物によってはあろうかと思いますが、それは彩色がない姿のほうがオリジナルで価値があるから、彩色を取って戻すというのも一つの方法でございます。それは、文化財の先生方でご審議をいただく中でどういった取り扱いをするのがいいのかということをお願いしたいと考えております。

あと、３点目、子生神社の立地についてですが、仮に指定をされた場合には、あきる野市の宝でもあり、地域の宝でもございますので、より多くの方々に見ていただいて、文化財の特質を理解していただくのが一番いいかと思います。ただ本殿という性格もありまして、なかなか一般に長期間公開というのはなじまないのかなという感じもいたします。ただ所有者のご理解をいただいて、公開できる日が設定できるものであれば、より多くの市民に見ていただきたい。そのようなときには安全に見ていただきたいなとこちらも思いますので、その辺の足場や明るさの関係については、公開する際に所有者の方と相談をさせていただきながら、安全に見ていただけるのが一番いいかなと思いますので、地元の方や所有者に相談をさせていただければと考えております。

以上です。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

祭礼はいつなんですか。そのときに公開していただければいいですね。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

そうですね。そのときが一番いいかと思います。

委員（宮田正彦君）

９月の半ばごろだったと思います。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

ちょっと古い資料ですが、９月１５日となっております。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありますか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

以前にもお聞きしたことがあったと思いますが、あきる野市の文化財が毎年、指定されて増えていきますよね。今現状としてどのぐらい文化財の指定を受けているものがあるのでしょうか。反対に、例えば台風で木が折れたので、文化財の指定を解除するということはほとんどないですよね。そうすると、どんどん文化財が増え続ける形になるかなと思ったので、その点をお聞きしたいです。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

今の質問にお答えする前に、先ほど祭礼を9月15と申し上げましたが、申し訳ございません、4月15日に訂正をさせていただきたいと思います。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

以前、のらぼうまつりというのをやっていましたよね。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

現在の指定文化財の件数でございますが、市の指定が107件、都の指定が33件、国の指定が2件、合計で142件でございます。

文化財指定は、もちろん指定をしていけばその数は増えていきます。滅失して、全くそのものがなくなってしまった場合、もしくはそのものはあっても、その文化財のここが評価されて指定されたのに、その部分がなくなってしまった場合は指定解除になることはあります。指定文化財は増えていきますが、それは文化財が明らかになって、評価された文化財が増えていくということでございますので、市民の宝が増えていくという理解をしていただければよろしいかなと思っております。

以上です。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

指定のうち、建造物は何件くらいなんですか。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

国の指定の建造物はありません。東京都は3件、市は16件ございます。

委員長（山城清邦君）

市については、残りは天然記念物なんですか。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

種別はいろいろございまして、天然記念物もそうですし、絵画、彫刻、工芸、考古資料、古文書、歴史資料、民俗芸能、史跡等、多岐にわたっております。

委員長（山城清邦君）

わかりました。

ほかにご質問はございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第3号あきる野市有形文化財(建造物)の指定に関わる諮問については、
原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第3号あきる野市有形文化財(建造物)の指定に関わる諮問については、
原案のとおり承認されました。

続きまして、教育委員報告です。

それでは、教育長からお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

新しい年を迎えて、賀詞交歓会から始まって大変忙しく、土日もなく過ごしてきた1カ月でありました。おかげさまでインフルエンザにもなってしまいました。それはそれとして、全体的に見て特に学校が始まったばかりですけれども、落ちついたスタートができているなと思っています。昨日の東中学校区の小中一貫教育の研究発表にも象徴されるように、大変先生方頑張って、いい成果を上げた取り組みを発表してくれたなど、発表そのものだけでなく、そこに来るまでの取り組みがよかったんだろうと思います。

1月24日の土曜日に、草花小学校で言語能力向上拠点校の研究報告会がありましたが、大変いい研究発表だったという報告を受けています。私は、先生方ややっぱり頑張っているなと思った次第であります。

今日夕方6時から学校経営研修会、管理職の試験を一生懸命受けたりしている先生方の集まりの閉講式があります。そこでも先生方よく頑張ったじゃないかというお話をさせていただきたいなと思っています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかの委員さん方、この1カ月の活動の中、あるいは、教育長の活動の中で質問がありましたらどうぞ。いかがでしょうか。

それでは、順番に皆さん一言ご自分の活動に触れていただければと思います。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

1つ提案なんですけど、成人式のときに成人者のその当時の担任の先生や、現校長先生にステージに上がっていただいているんですが、直接成人者と声を交わす場面というのがなかなか見られないと思います。せっかくいらしていただいた先生方のお時間の都合がつくようであれば、おしゃべり広場のほうに足を運んでいただいて、直接話す機会をつくっていただければと思います。たまたま丹治先生が教育委員として参加されたときに、秋多中の卒業生の方が校長先生のことを懐かしいというようなお話をされているのを見て、せっかく先生いらしていただいたのに話をする機会がなく帰られてしまうのももったいないと

思うので、もしお時間の都合がつけばそのようなことも企画していただければなと思います。

自分の活動につきましては、特にほかの委員さんと違ったところでいうと、増戸小学校で餅つき大会に参加させていただきました。ああいった場に出ると、学校だけではなく、地域の方や青少健の方、民生委員の方など本当にいろいろな方が学校の児童のために企画して、どうやったら子供たちが楽しんでいい機会になってもらえるかということを考えて、前日から準備をして動いてくださるのを見ると、本当に頭が下がる思いというか、ありがたいなと思いました。今回のいじめ防止対策もそうですが、学校だけでなく、地域と保護者と、本当に市民全員である野市の子供を育てているような場面が見られて、非常によかったと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

丹治委員、いかがですか。

委員（丹治 充君）

私が先日感じたことは、いつも事務局の皆さん方は、休みにもかかわらず行事運営の関係で早朝から出勤いただいております。本当にご苦労様という思いです。

そうした中であって、市民綱引き大会は例年よりも若干参加者が少なくなってきたなという感じがしました。今後は関係団体体呼びかけをしたり、他の行事とも重ならないようにすることも大切なではないかと思いますが、そんな努力を講じながらまた盛り上げていければいいなという思いで拝見いたしました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員、お願いします。

委員（宮田正彦君）

1月24日に多西小と五日市小の学校公開に行かせていただきました。どちらも、おじいちゃん、おばあちゃんも来ていて賑わっていました。多西小では縄ないとかやっていて、私も初めて見ましたが、そういった昔遊びなどを地域の方が来られて熱心にやられて、保護者も、それから先生も加わってやっていたのが地域と連携という意味ではいい行事だったと思います。

五日市小学校のほうでも大分事業を盛んにやっけていまして、若い保護者が多いですが、熱心に見に来られている姿を見ると、学校の先生も場合は張り切るといのか、身が引き締まる思いだと思います。ぜひ学校公開を続けていただきたいし、五日市小学校では一室を140周年にちなんだ展示室にして、そこで140周年のDVDを流したりしていたので、当日来られなかった方にとってもよかったのではないかなと思っています。

あと、今月も学校訪問何校か行かせていただいて、徐々に小中一貫教育の成果が目に見えるようになってきたのかなと感じています。それは、先生の生き生きとした姿と、また少人数のクラスでわからない子を先生が導くという姿を見させていただいて、それを感じ

ることができました。保護者にもう少し見ていただくと一番いいかなと、もっとわかっていただけるかなという気がいたしました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

1月10日、若き音楽家フェスタに行ったことを書き漏らしておりました。失礼しました。

あと、今も宮田委員から学校訪問の話が出ましたが、毎年各学校を訪問させていただいて、やっぱり校長先生以下教員がかわると学校のイメージが変わるもんだなということをつくづく感じております。それがよく変わっているととても嬉しくなります。次回学校訪問するのも楽しみになってまいります。教育長もおっしゃっていましたが、まず第一印象として先生方が一生懸命やっている姿を持っている学校というのは雰囲気もとていいですし、訪問して気持ちがいいなと思います。子供たちも幸せだなと思っております。

それから、私は1月22日に小林課長と一緒に、市町村教育委員会連合会の第3回常任理事会と理事研修会に行っていました。そのときいただいた資料を小林課長にコピーしていただいたのがお手元にあるかと思います。まず来年度の日程が理事会で決まりました、関東甲信越静岡の研修会の日程なども決まりました。来年度は新潟県の長岡市ということで、日程が載っておりますのでご覧になってください。

それから、当日文科省の財務課教育財政室長の丸山さんにご講演いただいたんですが、その講演内容もさることながら、各教育委員会の実態の統計が出ておりました。平成24年度間ですが、45ページ以降カラー刷りで全国の都道府県の教育委員会、それから指定都市の教育委員会、市町村教育委員会の実態をこのグラフにしたものが示されております。これを見ますとやはりいろいろ工夫することもあるのかなと思うところもございました。

それから、49ページに教育委員会会議の議事録の公開状況などもありまして、そこを見ますと、あきる野市の場合には本当にもう録音そのままに起こしていただいておりますが、全国的に市町村教育委員会の範囲でいいますと、詳細な議事録を公開しているのは28%だということで、意外だなと思いました。あきる野市は先見の明があって取り組んでいただいているなというようなことも感じました。

それから、夜会議を開催しているところもかなりあるようです。全体を眺めながら、気づいたところもありましたので、皆さんお時間あるときにご覧いただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

それでは、補足はございませんか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、事務局から今後の日程についてご案内お願いいたします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

2月5日木曜日でございますが、東京都市町村教育委員会連合会の研修会が午後2時か

ら東京自治会館で開催をされます。市役所を12時30分に出発しますので、よろしくお願いいたします。

2月10日火曜日でございますが、午後4時から臨時会を教育会議室で開催しますので、よろしくお願いいたします。

2月14日土曜日は、草花小学校の開校40周年記念式典が開催をされます。午後1時45分開始となりますので、よろしくお願いいたします。なお、駐車場はグラウンドを予定しているとのことでございます。

2月19日木曜日は、東秋留小学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発しますので、よろしくお願いいたします。

最後に、次回2月の定例会でございますが、2月20日金曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

以上をもちましてあきる野市教育委員会1月定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会宣言 午後3時16分